

## 行財政改革統括本部設置要綱

## (設 置)

第 1 条 将来にわたって活力ある県づくりを支える持続可能な行財政基盤の確立を目指し、行財政改革を戦略的かつ計画的に推進するため、行財政改革統括本部（以下「本部」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革に係る推進方策の決定に関すること。
- (2) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

## (組 織)

第 3 条 本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副知事をもって充て、本部を総括する。
- 3 本部員は、別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

## (会 議)

第 4 条 本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、本部長をもって充てる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

## (幹事会)

第 5 条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、総務部次長をもって充て、幹事は、別表 2 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会は、本部長の命を受けて本部の事務について検討する。

## (ワーキンググループ)

第 6 条 幹事会に、専門の事項を調査させるためワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、幹事及び関係課・室長の推薦に応じ、幹事長が指名する者によって組織する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、行財政改革推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 行財政基盤強化推進プロジェクトチーム設置要綱（平成28年8月10日制定）は、廃止する。

別表1（第3条関係）

総務部長、総合企画部長、産業戦略部長、環境生活部長、健康福祉部長、  
商工労働部長、観光スポーツ文化部長、農林水産部長、土木建築部長、  
会計管理局長、企業局長、教育次長（教育長が指名する者）、  
警察本部警務部長

別表2（第5条関係）

人事課長、管財課長、財政課長、政策企画課長、産業戦略部次長、  
県民生活課長、厚政課長、商政課長、観光政策課長、農林水産政策課長、  
監理課長、会計課長、企業局総務課長、教育政策課長、  
警務部参事官兼警務課長